

## 瀬戸内海沿岸部の荘園制と平氏——石清水領・賀茂社領を中心に——

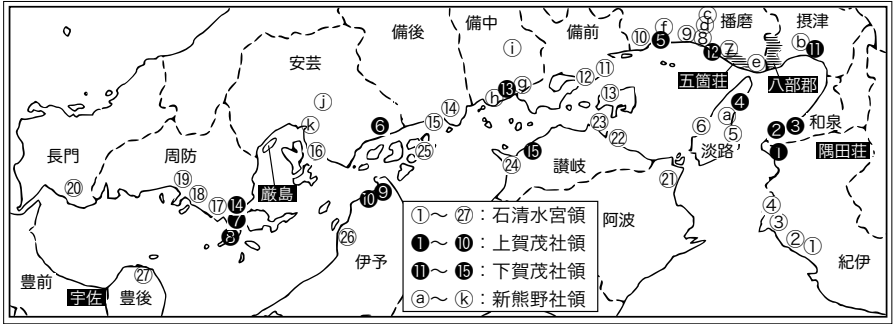
小 川 弘 和

### はじめに

中世の瀬戸内海は、対外交易の窓口である博多と畿内とをつなぐ海上交通の一大動脈であった。網野善彦氏は、河合正治氏らの研究〔河合一九六七〕を踏まえて、その沿岸部には石清水八幡宮・賀茂別雷神社〔上賀茂社〕・鴨御祖神社〔下賀茂社〕・西園寺家などの所領荘園群が分布しており、それら諸権門に編成された海民らによって運輸・交易が担われていたと論じ、中世の瀬戸内海像を明確に示した〔網野一九九二〕。これらの所領荘園は、平氏から院御厩の管理権を継承したことを契機に所領を形成した西園寺家を除けば、おおむね院政期をとおして形成されたものと考えられる。

一方、院政期の瀬戸内海では、白河・鳥羽院政期をとおして平氏が海賊追討を梃子に家人編成と勢力扶植を進め、それを前提に後白河院政期には安芸国の厳島神社との関係形成・播磨国五箇荘の立荘・摂津国八部郡での福原山荘設営や輪田泊修築などによる制海権の掌握と交通編成が展開したことも周知の事実である〔島田一九七四など〕。治承四年(一一八〇)の平清盛主導による高倉院の厳島社参詣では、その途上で上賀茂社領の室泊

図1 院政期瀬戸内海沿岸の諸荘園



などに停泊しているように、後白河院政期には平氏の制海権のもとに、諸権門の沿岸部所領群は有機的に連動して交通体系をかたちづけていたものと推定される(山内一九九二)。

しかし、院政期をとおしての諸権門の所領形成・海民編成が、平氏の制海権のもとにまとめあげられていく過程について、瀬戸内海沿岸部全体を俯瞰しつつ検討した作業は、管見の限りみあたらない。幸い、自治体史編纂の進展と、それも踏まえた成果である『講座日本荘園史』(吉川弘文館)の完結は、都道府県別・旧国別での個別荘園の基礎的情報を容易に俯瞰できる状況を用意してくれた。また、安芸国について、平氏主導の沿岸部王家領群形成と交通編成との関係を論じた畑野順子氏の研究(畑野二〇〇五)は、沿岸部全体を俯瞰する際にも格好の導きの糸となろう。

そこで本稿では、まず諸権門のうちでも史料にある程度まとまった考察が可能な石清水宮領と上・下賀茂社領について、その分布と形成過程について検討する。そのうえで、平氏の制海権との相互関係におよぼう。ここでは、新熊野社領が一定の役割を演じることになる。そこで石清水宮、上・下賀茂社、新熊野社の沿岸部所領について、治承・寿永内乱直後までに成立していたことがほぼ確実なものに限るという方針のもとに検出・整理した、図1を掲げておく。それを概観すれば、石清水宮、上・下賀茂社ともに、院政期のうちに瀬戸内海沿岸部にほぼまんべんなく所領を形成したことが確認でき

る。また両者の所領はおおむね互いを避けるかのように分布し、同一地域をめぐる直接の競合も避けられたこととくである。くわえて現存史料による限り、石清水宮領のほうが稠密に展開していることが読みとれる。これを踏まえて、具体的な検討に入ろう。

### 一 石清水八幡宮領の様相

院政期の石清水八幡宮領に関する基本的史料としては、延久荘園整理令によって三十四ヶ所のうち二十一ヶ所の存続が認められたことを示す $\alpha$ 延久四年(一〇七二)九月五日「太政官牒」(石清水田中家文書、平一〇八三)、宮寺別当兼極楽寺院主・法印勝清の申請にもとづき宮寺領・極楽寺領を安堵した $\beta$ 保元三年(一一五八)十二月三日「官宣旨」(石清水文書、平二九五九)、山陽道・山陰道に地域は限定されるが同じく宮寺領・極楽寺領に対する幕府軍の狼藉停止を命じた $\gamma$ 元暦二年(一一八五)正月九日「源頼朝下文案」(石清水文書、平四二二七)、法塔院主・法印成清の申請にもとづき法塔院領を安堵した $\delta$ 承安元年(一二七二)十二月十二日「官宣旨」(石清水八幡宮記録一、平三五八三)があり、また他に個別所領についての若干の史料が残る。図1との対照をとりつつ、これらに拠って作成した表1にそくして論じていこう。

これらの所領は、 $\alpha$ にみられるものが摂関期のうちの成立、 $\beta$ にみられるものが鳥羽院政期末までの成立、 $\beta$ にはなく $\gamma$ のみみられるものが後白河院政期の成立と大別できよう。また $\delta$ については、 $\alpha$ にみえる蘭財荘(表1-③)以外はこの文書が初見であり、院政期のうちいつの成立かの推定は不可能である。

これを通観すると、摂関期のうちの成立はほぼ紀伊国に限定され、また後白河院政期の成立と考えるものは淡路国鳥飼荘(⑥)・備前国肥土荘(⑬)・周防国遠石別宮(⑱)のみであるから、その大半は白河・鳥羽院政期の成立ということになる。そのうち播磨国赤穂荘(⑩)は、もとは同国垂水・栗生両荘とともに東大寺領だっ

表1 院政期の瀬戸内海沿岸部石清水領

No	荘名	国	成立	初見	保元3	元暦3	承安元	備考	典拠
①	芳養荘	紀伊	958	1072	○	—	—	1008年国免	平 1083
②	切目荘	〃		1072	×	—	—	鎌倉期には宣陽門院領	〃
③	齒財荘	〃	1035	1072	—	—	○	1037年国免	〃
④	衣奈荘	〃	981	1072	○	—	—		〃
⑤	炬口荘	淡路		1143	○	○	—		平 2519
⑥	鳥飼荘	〃		1185	×	○	—		平 4227
⑦	今福荘	播磨		1171	—	—	○		平 3583
⑧	松原荘	〃		1000	○	○	—		平 492
⑨	繼荘	〃		1158	○	○	—		平 2959
⑩	赤穂荘	〃		1158	○	○	—	元東大寺領、1147年は国衙領	〃
⑪	牛窓別宮	備前		1158	○	○	—		〃
⑫	片岡別宮	〃		1000	○	○	—	初見は荘	平 492
⑬	肥土荘	〃		1178	×	○	—		平 3833
⑭	壘江荘	備後		1171	—	—	○		平 3583
⑮	楢原別宮	〃	1096	1158	○	○	—	初見は保	宮伝
⑯	呉保	安芸		1158	○	○	—	鳥羽院領・安摩荘に包摂後 独立→12世紀初頃成立か	平 2959
⑰	室積保	周防		1171	—	—	○		平 3583
⑱	末武保	〃		1187	×	×	—		鏡文治 3.4.23
⑲	遠石別宮	〃		1176	×	○	—		平 3765
⑳	殖生荘	長門		1171	—	—	○		平 3583
㉑	萱島荘	阿波		1158	○	—	—	白河院政期に遡るか	平 2959
㉒	鴨部荘	讃岐		1137	×	—	—	観音堂領	平 2369
㉓	牟礼荘	〃		1158	○	—	—		平 2959
㉔	草木荘	〃		1158	○	—	—		〃
㉕	石城島 生名島 佐島	伊予		1158	○	—	—		〃
㉖	玉生荘	〃		1171	—	—	○		平 3583
㉗	伊美荘	豊後		1186	×	—	—	弥勒寺領。多くは11世紀成立	鎌 85

〔凡例〕No: 図1 に対応

保元3: 同年 (1158) に官宣旨で安堵の宮寺・極楽寺領 (平 2959 = 本文のβ)

元暦2: 同年 (1185) に頼朝安堵の宮寺・極楽寺領 (平 4227 = 本文のγ)

承安元: 同年 (1171) に官宣旨で安堵の法塔院領 (平 3583 = 本文のδ)

一九八九。

たが、久安三年(一一四七)にこれらの替地として丈部郷田地荒野一処の立券がされており(応保二年五月一日「官宣旨案」東南院文書五ノ十三、平三二一八)、いったん国衙領にされた後に、石清水宮領となったことが知られるから、鳥羽院政期の成立である。また安芸国呉保(⑯)について丹念に検討し、十一世紀末・十二世紀初頭頃に原型が成立したものの、鳥羽院領・安摩荘に包摂された後に保元三年(一一五八)までに宮領として分出・独立したものと推定した下向井龍彦氏は、それを踏まえて「石清水八幡宮寺領は、白河・鳥羽院政期、とりわけ鳥羽法皇と結合した別当光清の社領拡張政策によって十二世紀前半に爆発的に増加していったものと推定される。」と総括している(下向井

宮領にはわずかだが摂関期に初見するもの(⑧・⑩)もあるが、他の多くは白河・鳥羽どちらの時期か確定はできない。また下向井氏自身も永久二年(一一一四)に八幡神人が備中国運上物の奪取を理由に捕縛された事実(『中右記』同年三月四日・五月二十四日条)から、石清水宮による海民の神人としての編成や、それと連動した沿岸部所領の形成が、白河院政期からはじまっていることを指摘し、呉保の原型形成もそれにひきつけている。すると宮領が鳥羽院政期に「爆発的に増大」したとまでいえるかは躊躇われる。ただし白河院政期の所領形成活動を前提に、鳥羽院政期にはその増大をみたという点で、その理解はおおむね首肯できるだろう。

次に、摂関期のうちに成立した紀伊国の所領群について。ここで参照すべきは、阿波国萱島荘(⑫)についての久留島典子(久留島一九九六)・福家清司両氏の研究(福家一九九七・二〇〇四)である。まず久留島氏は、十世紀末に成立し紀伊・大和・河内三国の国境をおさえる要衝の位置にあつた宮領・紀伊国隅田荘を本拠とする隅田氏の一族が、鎌倉期初頭に萱島荘下司職・惣公文職を有していること(正治二年二月十日「石清水八幡宮寺政所下文」隅田家文書、鎌一二〇七など)や、興福寺東金堂油寄人となり熊野別当湛増とも関係をもっていたこと(『雑筆要集』院庁御下文書様五・六)などから、隅田氏は紀ノ川流域だけでなく紀伊水道や瀬戸内海の水運とも深くかかわる存在だったと指摘した。これを踏まえて福家氏は、萱島荘は港津部から成立した可能性が高く、その地域に所在し、鎌倉後期から活動明証のある大山崎油座神人の拠点であつた石清水別宮の成立も、平安後期に遡ると思われること。隅田氏一族の萱島荘下司職・惣公文職は鎌倉期初頭には他氏に奪われており訴訟のうえで回復されたが、その過程で「先祖相伝之職」と称されていること(正治二年正月日「藤原為教讓状」隅田家文書、鎌一二〇六)。隅田荘・萱島荘がともに宮領であることから、萱島荘は平安後期に紀伊・阿波両国をむすぶ大山崎油座神人の活動の展開のなかで成立し、その開発は石清水宮に登用された隅田氏によって進められたものと推定している。

これらを踏まえると、石清水八幡宮と隅田氏一族とは連携して紀伊国隅田荘―紀伊川―瀬戸内海―阿波国間

の水上交通を編成・掌握していったものと考えられ、明証は欠くものの、紀伊国沿岸部所領群にも隅田氏の関与は十分に想定される。そしてそれらの成立が十一世紀末までであることからみて、菅島荘の成立も白河院政期に遡らせてよいと思う。

一方、石清水八幡宮については十一世紀前半に、豊前出身の宇佐八幡宮弥勒寺講師・元命が摂関家とむすんで石清水宮別当職をえて、石清水・弥勒寺が一体化した権門としての八幡宮寺が形成されたこと。九州各地に所在する弥勒寺所領・末寺末社の多くが、その頃に形成されたことが明らかにされている〔飯沼二〇〇四〕。博多近傍の交易センターとして知られる管崎宮の末社化はこの頃〔治安四年四月十五日「大宰府符」石清水田中家文書、平四九一八〕であるし、史料上の初見は文治二年（一一八六）に降り（同年四月十三日「後白河院庁下文案」豊前益永家記録、鎌八五）成立時期の明証は欠くものの、宇佐宮・弥勒寺に近い豊後国伊美荘〔27〕の成立もこの時期である可能性が高かるう。

以上から瀬戸内海沿岸部の石清水宮領は、まず紀伊―四国東岸間と九州というその両端をおさえて、それを足がかりに順次その間をつなぐかたちで展開していったものにとらえられる。そしてその概要は鳥羽院政期末期までには固まっていた。ただし安芸国呉保〔16〕が、安摩荘に包摂されたために複雑化した権益をめぐる紛争を、保元新制を契機として、安摩荘領家職が平頼盛・安芸国が平氏知行国であるという状況のもとで、平氏を軸に調停・清算して確立したものと推定されていること〔下向井一九八九〕。播磨国今福荘〔7〕が、仁安二年（一一六七）に平清盛がえた印南野大功田を基礎に形成された五箇荘に包摂されたこと〔石田一九八九〕。内陸部の所領だが保元年間には石清水領として所見する安芸国三入保が、永暦・応保年間頃に新熊野社に寄せられて三入荘となり、その倉敷が沿岸部に設定された例〔田村一九七八〕などから推すに、他権門との利害調整のうえでの権益の確立・秩序化は、後白河院政期に平氏の関与のもとになされたと思われる。この点は後に検討しよう。

表2 院政期の瀬戸内海沿岸部上・下賀茂社領

No	荘名	国	寛治4	寿永3	備考
①	紀伊浜御厨	紀伊	○	○	下社領→上社領
②	深日荘	和泉	○	○	
③	箱作荘	〃		○	
④	長洲御厨	摂津	×	—	1084年に東大寺領猪名荘から分立(平1660)
⑤	生穂荘	淡路	—	○	中右記保安1(1120).4.6条にみゆ
⑥	伊保崎御厨	播磨	○	—	
⑦	室御厨	〃	—	○	
⑧	塩屋御厨	〃	—	○	
⑨	富田荘	備中	○	—	
⑩	都宇・竹原荘	安芸	○	○	下社領→上社領 都宇荘は平安末に竹原荘の新荘として成立
⑪	佐河・牛島御厨	周防	○	—	
⑫	伊保荘	〃	—	○	1152年にみゆ(平2763)
⑬	龜戸関	〃	—	○	966年「長島・仲河・小江・龍門四箇御厨」とみゆ(平290)
⑭	葛原荘	讃岐	○	—	
⑮	佐方保	伊予	△	○	「伊予国内海」「讃岐国内海」の発展?
⑯	菊万荘	伊予	△	○	同上、鳥羽院政期には存在(鎌50862)

〔凡例〕No: 図1に対応

寛治4: 同年(1090)寄進とされる下賀茂社領

寿永3: 同年(1184)の頼朝による安堵にみえる上賀茂社領

1 二  
上・下賀茂社領の様相  
「賀茂社古代荘園御厨」にみる下賀茂社領

平安遷都を機に都市神に位置づけられた両賀茂社は朝廷・貴族の崇敬のもとに保護をうけ、行幸などの機会に行われた封戸・社領等の施入も、おおむね上・下社同時に行われた。このうち上賀茂社領については、岡田荘司氏の検出作業(岡田一九六八)を踏まえて成立過程を検討した、須磨千穎氏の研究(須磨一九七〇)がある。それによれば、中宮彰子の願に発する子息・一条天皇の即位実現への報恩としての寛仁二年(一〇一八)の山城国愛宕郡境内諸郷寄進は、官による修理をとどめるかわりに社の修理料にあてられたものでもあり、上・下賀茂社の中世的所領・経営体制の出発点となった。さらに寛治四年(一〇九〇)堀河天皇の夢想により御膳御供田として上・下社それぞれに六〇〇余町の諸国不輸田と御厨が施入された(『百練抄』寛治四年七月十三日条)。

賀茂社領は上・下社とも、この御供料として寄進された荘園・御厨を基礎としつつ、院政期をとおして増加がはかられた。ただし後述する摂津国長洲御厨を別とすれば、個別所領についての平安・鎌倉期の史料は乏しく、以下に言及する所領リスト





地震で水没したために、替地に充てられたものであったことが知られている（年月日欠「官宣巨」広橋本『兼仲卿記』紙背文書）〔下村一九七三〕。ここから、 $\alpha$ は寛治四年当初のままではないが、種々の相応に確かな材料にもとづいて改訂・書写されたものであると判断できる。 $\beta$ も同様に考えてよいだろう。

表4は、 $\alpha$ ・ $\beta$ にもとづき、膝下の山城国を除く全国の下社領を一覧したものである。 $\alpha$ に挙げられるものを別にすれば、個別史料から成立しないし初見を明らかにできるものは少ないが、それが判明するものはほぼすべて院政期の成立と考えられる。一般的趨勢からも鎌倉期以降の寄進・開発は少ないから、 $\beta$ の殆どは院政期の成立とみなしてよいだろう。そして $\alpha$ と $\beta$ の間では所領数がほぼ倍増しているから、下社領は寛治四年の寄進所領を基礎としながら、院政期をとおして増加していったと判断できる。

ただし表2・表4を対照して瀬戸内海沿岸部の所領群についてみると、そのほぼすべてが寛治四年の寄進所領、しかも御厨に由来することが明らかとなる。寛治四年に設定された御厨の多くは瀬戸内海沿岸域やその延長域に集中しており、そこには畿内への接続に恵まれたこの地域における贄の確保という明確な意図をみいだせる。そしてそのための海民編成が、同時に瀬戸内海の交通編成にもつながっていったものと推察される。つまり下社による瀬戸内海交通の編成は、院政期初頭に飛び飛びながら沿岸部全域をつなぐかたちで一斉に寄せられた御厨群を基礎として、院政期をとおしてその内実を充実させていくかたちで展開したものとみなせるのである。

一方、上社領については、幕府軍による狼藉を禁じた、寿永三年（一一八三）四月二十四日「源頼朝下文案」〔賀茂別雷神社文書、平四一五五〕が、四十二ヶ所におよぶ院政期をとおして形成された所領をほぼ網羅的に示してくれているのだが、下社領のような寛治四年寄進所領を具体的に知ることのできる史料は残っておらず、また個々の所領についての個別史料も乏しい。<sup>4</sup>しかし寛治四年の寄進に際しては上・下社ともに六〇〇余町とほぼ同数を

表4 「賀茂社古代荘園御厨」にみる下賀茂社領

国	荘園・御厨	備考・鎌倉初頭までの所見
摂津	小里(野)荘・三島郷・平安荘 ・長洲御厨・尼崎御厨	長洲御厨は応徳1年(1084)に東大寺領猪名荘から分立。尼崎御厨は長洲御厨から展開
近江	音羽荘・邇保荘(㉑)・高島荘・堅田(浦)御厨・安曇河御厨・豊浦荘内海	寛治4(1090).3.24に「堅田御厨網人」みえ、また「高島庄南郡安曇河半分」の御厨化を要求(㉒) 安曇河御厨は下社領→上社領
美濃	席田荘・梅原荘	元永2(1119).12.5に「美濃庄」みゆ(中右記・長秋記)
遠江	阿村荘	平安末に知行国主・藤原保盛が松尾社に寄進、さらに新日吉社に寄進され紛争(㉓)
若狭	玉置荘・丹生浦御厨	
越前	志津荘	
加賀	開発荘	
越中	寒江荘・倉垣荘	
越後	石川荘	文治2(1186).3.12に「賀茂社領」としてみゆ(吾妻鏡)
丹波	三和荘・小野荘・賀茂荘	三和荘、文治2(1186).6に石清水領としてみゆ(㉔) 元永2(1119).12.5「丹波御庄」を夏冬神服料所とす
丹後	木津荘・氷室荘	
但馬	上野荘	
因幡	土師荘	
出雲	安来荘・筑陽荘	安来荘、元暦2(1185).1.22 頼朝の寄進(吾妻鏡)
播磨	鞍位荘・鹽岡荘・賀茂綱代・伊保崎御厨(㉕)	
美作	河合保	正治2(1200).3.30に「鴨御祖社領河会保」みゆ(猪熊閑白記)
備中	富田荘(㉖)・戸見荘	
備後	勝田荘	
安芸	竹原荘(㉗)・都宇荘	下社領→上社領
長門	厚狭荘	
周防	佐河牛嶋御厨(㉘)	
紀伊	仁儀荘・日高河上御廬・紀伊浜御厨(㉙)	紀伊浜御厨は下社領→上社領
讃岐	鴨部荘・葛原荘(㉚)・内海御厨	
伊予	吉岡餘田・宇和郡六帖綱・内海御厨	
土佐	津濃(野)荘	本来の寄進地・潮江荘の康和1年(1099)水没替で同2年立荘(㉛)
豊前	江島御厨	永万2(1166).9.25に宇佐宮領「江島別符」みゆ(㉜)
豊後	氷津御厨・木津御厨	

〔凡例〕 ㉕荘：寛治4年(1090)寄進とされるもの

①など：表2のNo.

㉒：「鴨御祖大神宮申状案」(賀茂社諸国神戸記、平1287)

㉓：(嘉応2年(1170))「官宣旨案」(民経記寛喜三年十月巻裏文書、平補357)

㉔：「石清水八幡宮文書目録」(石清水文書、鎌4430)

㉕：『勸仲記』弘安6年11月・12月条紙背文書

㉖：「宇佐太子解案」(益永文書、平3400)

えていることから、上社も下社とほぼ同じ荘園・御厨通計三十弱程度をえたとみて問題ないこと。寿永三年時点で四十二ヶ所であり、その差約十五であるから、寛治寄進所領を基礎に院政期をとおして増加したという点で、おおむね下社領と同様の展開をたどったと考えられる。

ただし瀬戸内海沿岸部所領に限定すると、紀伊国紀伊浜御厨(表2-1)・安芸国竹原荘(6)のように寛治四年には下社領でありながら、寿永三年には上社領として現れるもの、寛治四年に下社に寄進された伊予国内海・讃岐国内海から発展して、寿永三年までに上社領となつた可能性が考えられる伊予国佐方保(9)・菊万荘(10)などがみられることは気にかかる。これらの所領は実は、表4に示したように室町期の所領リストでは下社領にも含まれている。このことは、寛治四年寄進の御厨群には、上・下社共用の部分が含まれていたことを示すのかもしれない。だとするとなおのこと、瀬戸内海沿岸部所領については上社の場合も、寛治四年寄進の御厨で、ほぼ概要が成立したものとみなせることになろう。

## 2 長洲御厨をめぐる紛争とその帰結

下賀茂社領・摂津国長洲御厨は、寛治四年(一〇九〇)の諸荘・御厨群一括寄進にさきだつ応徳元年(一〇八四)、東大寺領・猪名荘の南端部・長洲浜の住人らに對する皇太后宮寮職の支配権が、社領・山城国栗栖郷田地と相博されて成立した。この後、長洲は漁業・運輸・交易の結節点として発展し人口も増加していくが、それをめぐって東大寺と下社との間で紛争が展開していく。このため、西岡虎之助氏の古典的業績(西岡一九三三)をはじめ、その交通上の位置や「複合的領有関係」「重複的荘園」という性格に着目した検討がかさねられてきた(小島一九四〇・一九五二・黒川一九五三・中谷一九五六など)。それらを踏まえた研究史上の到達点として、田中文英氏による整理(田中一九九五)がある。ここでは、それらに依拠しつつ、他の所領では具体相を知るのがむずかしい、下

賀茂社による住人・海民編成の様相と、かかる編成をめぐる権門間競合の帰結のあり方に触れておく。

寛治六年(一〇九二)七月、東大寺は、住人らが使庁役回避を目的に「権門之散所」や「御社之寄人」と称することなどにより、猪名荘の支配に支障が生じていると下社に抗議した(同月十日「東大寺牒 古文書纂廿四鹿田静七氏文書、平一三〇九)。これが長期にわたる両者の紛争の本格的開始となる。これに対する反駁の返牒が、同年八月五日「鴨御祖大神宮牒案」(内閣文庫所蔵撰津国古文書、平一三二二)であるが、それは長洲御厨が下社領となるまでの住人支配権の複雑な伝領過程とあわせて、住人の海民としての活動や、下社による編成の様相を具体的に示す、貴重な史料である。

御厨住人は下社への「進上毎日御膳」とひきかえに使庁役を停止されたが、それをよいことに彼らは下社の「供祭人」と称して「往返海辺諸国、動仮神威、蔑如国事(傘カ)、冤陵住人」するにいたった。このため寛治五年(一〇九二)五月には宣旨によって禁遏が命じられ、さらに六月には讃岐国司の訴えによって再び禁遏宣旨が下された。御厨の成立から十年たらずのうちに、下社供祭人の特権を掲げつつ、瀬戸内海を往反しながら海賊まがいの行為もともなう活発な活動を展開していった住人らの様子がうかがえる。

しかも住人らのなかには「私宅招集不善之輩、令打双六」めている「永行」なる人物が存在した。東大寺に対して下社は、かかる人物は下社にとつても「尤本社煩」と言い放ち、宣旨で命じられた濫行者禁遏の具体的実施として彼を「追却」するために、社司を内部させたまでであると、土地支配への介入すら正当化してみせている。しかし下社と住人らの急速な結合には、双方の結節点として海民・海賊の頭目というべき永行が介在していたとみるのが自然である。<sup>5)</sup>「追却」といいつつ、その実態は下社による潜伏幫助であった可能性すらあるろう。

かかる長洲御厨におけるあり方は、成立時期の近い寛治四年寄進所領群での住人・海民編成の様相にも共通

するだろう。また長洲住人は讃岐沿岸にまで進出して問題をひきおこしたが、その時期はまさに寛治四年所領群の寄進前後にあたる。その活動は讃岐国葛原荘や内海御厨などにおける住人編成とも連動・連携したものであったのではないか。ここに瀬戸内海沿岸部御厨群をつなぐ賀茂供祭人ネットワーク形成過程の一端を垣間みることができるといえる。

次に下賀茂社・東大寺間の紛争の展開について。先行研究はこの紛争を、土地所有権（地子取得権）を東大寺、在家（住人役・日次神供收取権）を下社のものとする裁定が下された嘉承元年（一一〇六）（同年五月二十九日「官宣旨案内閣文庫所蔵撰津国古文書、平一六六〇）を境に、御厨の存在自体が争われた段階と、御厨の存在は認めたとうえで、下社による住人編成権の範囲が争われるようになる段階とに大別し、その争いは鎌倉期にまでもつれこむとみている。しかし私見では、長洲浜から分出した大物浜の在家の帰属をめぐる東大寺・下社間の紛争を機に、応保二年（一一六二）に猪名荘が立券しなおされた（同年五月一日の一連の「官宣旨」東大院文書五ノ十三・十四、平三二一三〇三二一五）を境に、ふたたび紛争の質が変化したと考える。

承安五年（一二七五）正月十六日「鴨御祖社禰宜鴨祐季申状」（百巻本東大寺文書十三、平三六七二）は、下賀茂社禰宜鴨祐季が「東大寺御領撰津国猪名御庄内江」を、「当社御領長洲御厨最中、潮出入之跡」であるとし、堤を築いての開發を東大寺に申請し、開發後には段別五升の地子米を寺家に納入することを約したものである。また作人は雑事免の「皆是長洲御厨供祭人」であり、「為寺家無損、為社家至要」と主張する。

この請文は同年八月七日「東大寺領荘園文書目録」（蜂須賀家所蔵文書、平三七〇〇）にみえ、東大寺側に受けとられはしているものの、外題等は付されていないため、これだけでは開發計画が受理されたか否か不明である。しかし建保五年（一二二七）に「承安祐季請文等」による「長渚開發」の帰属をめぐる、下社・東大寺間の紛争が生じた際（同年六月二十一日「右大臣藤原道家書状」東大寺要録二、鎌二二三〇）、「社司已開發、始雖加制止、後亦寺

家許諾之由」(同月二十五日「石大臣藤原道家書状」東大寺要録二、鎌三三二)とあるごとく、祐季の申請は当初は東大寺に「制止」されたものの、結局は「許諾」されたものであったことが明らかとなる。そして以降の紛争は、おむねこの開発地の枠組を前提に、その帰属をめぐるかたちで展開している(文永三年十一月日「東大寺衆徒申状案」東大寺文書四ノ三十一、鎌九六〇二など)。

そもそも下社禰宜による東大寺への開発申請が試みられること、そしてその「制止」要因が解決されて「許諾」にいたることの背景には、かつての社家・寺家全面対決とはことなる、両者の交渉を可能とする一定の秩序枠組の存在が想定される。そしてその結果としての開発は、以降の所領枠組を規定した。応保年間からの一六〇年代は、摂津国八部郡の検注・押領にはじまる福原山荘や大輪田泊の整備など、瀬戸内海沿岸部における平氏の支配・編成が本格化していく時期である(今井一九八二)。それは後述するように猪名荘・長洲御厨を含む河辺郡域にもおよんだ。ならば秩序枠組形成の画期には、応保二年の猪名荘再立券こそがふさわしいだろう。<sup>⑥</sup>

### 三 瀬戸内海の荘園制と平氏

中世瀬戸内海沿岸部の所領群の二大領主である石清水宮・両賀茂社の荘園・御厨は、院政期初頭に賀茂社がほぼ一斉に所領配置を完了し、一方、石清水宮はまず紀伊・四国東岸間と九州という当該域の東・西両端をおさえたうえ、院政期をとおしてその間に所領を形成していくとかたちで枠組が成った。それは大局的には、すでに存在した賀茂社領に規定されて、あたかもその間を縫うように稠密に石清水宮領が展開したかのように見える。ただし長洲御厨をめぐる下賀茂社・東大寺の紛争や、石清水・賀茂両神人の海賊行為についての断片的事例から推察されるように、それは権門間や地域社会との葛藤・利害対立を内包しつつ展開した過程で

表5 養和元年の新熊野社領

国	所領
山城	門提寺
大和	正覚寺
和泉	積川社
摂津	小屋小林荘 (b)・御厩荘・奈佐原荘
近江	吉富荘・三尾社
美濃	池田荘・小瀬荘
遠江	羽鳥荘
越中	立山外宮
安房	郡房荘
播磨	賀屋荘 (c)・田中荘 (d) ・下端荘 (e)・浦上荘 (f)
備中	万寿荘 (本荘・東荘・西荘) (g) ・佐方荘 (h)・多気荘 (i)
丹波	吾雀荘・志万荘
但馬	八太二方荘
淡路	志筑荘 (a)
安芸	三入荘 (j) / 荘倉敷 (k)
豊前	彦山

〔備考〕 ①～⑳：図1に対応

係を基礎にはじまる、一一六〇年代の諸活動は、それまでのつみかさねを歴史的前提とするものではあるが、やはり段階を画するものである。そして石清水領・播磨国今福荘や下賀茂社領・同国長洲御厨について触れたように、それは当該域における諸権門間の權益調整・秩序枠組形成をとまなうものであったと考えられる。

そこで着目すべきが、新熊野社領の分布である。新熊野社は永暦元年（一一六〇）、後白河院の命により清盛が造営した神社で、その所領の多くは平氏が管理した。その概要は表5に整理したように、社領の一国平均役を免除した養和元年（一一八二）十二月八日「後白河院序下文案」（新熊野神社文書、平四〇一三）で知ることができる。瀬戸内海沿岸諸国に多くを数えることは見逃せない。

まず摂津国小屋小林荘（図1・表5①～⑤）は武庫川と猪名川がつくる平野部に位置し、海岸からはや内陸だが、武庫御厨・小松荘に近接している。武庫御厨・小松荘は後に福原荘とともに源頼朝から妹・一条能保室に譲ら

もあつた。

一方、白河・鳥羽院政期の当該域における平氏の具体的な活動徴証は、讃岐・備前・播磨などの国々における受領在任や、海賊追捕をとおした地域編成が強調されるにもかかわらず、きわめて乏しい。たとえば、西村隆氏の労作「平氏家人表」（西村一九八三）によれば、その多くは保元・平治年間以降に家人に編成された可能性が高い者である。史料制約を勘案しても、久安二年（一一四六）から保元元年（一一五六）にわたる、清盛の安芸守在任をとおしてむすばれた厳島社との関

れた平家没官領二十ヶ所のうちの摂津国分である、『吾妻鏡』建久三年十二月十四日条。この両地は「武庫庄小松并供御所」(寿永三年五月十八日「源頼朝下文」相田二郎蒐集影写文書、平補二四五)ともみえて密接な関係にあり、実は武庫川をはさんで長洲御厨の対岸に位置していた。新熊野社建立から程なくして社領・小屋小林荘の設定と連動して平氏自身の所領、武庫御厨・小松荘が設定されるとともに、周辺地域の再編・権益調整が行われたのだろう。応保二年(二六二)の猪名荘再立券による長洲御厨をめぐる下賀茂社・東大寺間の秩序形成は、その一環であった可能性がきわめて高い。そしてかかる摂津東部の編成は、同時期の同国西部・八部郡での検注・押領および福原山荘の整備(建仁二年二月十四日「源能信・同種保申詞記」九条家文書、鎌二一九〇)(今井一九八二)と連動したものと位置づけられる。<sup>7)</sup>

また播磨国のうち下端荘(⑥)は現・神戸市垂水区下畑を含む地域に比定されて海を望み、浦上荘(④)は揖保川の下流・河口域にあたる。一方、賀屋荘(③)・田中荘(④)は内陸ではあるが、前者は夢前川上中流域、後者は市川中流左岸・支流岡部川小畑川の下流域に比定されている。よく知られるように仁安二年(一一六七)、清盛は印南野に大功田を賜り、それを基礎に王家領の賀古荘・印南荘、安楽寿院領の今福荘・大国荘、鎌倉期には住吉社領として所見する魚住荘をとりこみつつ、加古郡の大部分と明石郡の一部を含む範囲にひろがる五箇荘を立荘した(石田一九八九)。新熊野社領四荘は、五箇荘の外延を囲むような位置をとる(図1)。両者がある程度連動して、平氏による播磨支配体制がかたちづくられたことを示唆しよう。くわえて、五箇荘には石清水領・今福荘(図1・表2-⑦)が包摂されつつ存続したことも無視できない。<sup>8)</sup>

次に備中国では万寿本荘・東荘・西荘(⑧)が現倉敷市の北東部一帯に、佐方荘(⑨)が里見川右岸・沿岸部に、多気荘(⑩)は内陸だが宇甘川と支流下市川の流域に比定される。播磨ほど濃密ではないが類似の分布を示している。淡路国志筑荘(④)は淡路島東岸部で北は上賀茂社領の生穂荘に接している。また安芸国の三入荘(①)



は、保元年間には石清水領の保だったものが養和年間には新熊野社領としてみえ、応保年間頃に後白河院・平氏のもとでの新熊野社への寄進があったと考えられる〔田村一九七八〕。なおこの頃の安芸国では、清盛の主導で厳島社領とその沿岸部の倉敷の設定や、蓮華王院領の沼田荘・長講堂領の生口北荘・八条院領の開田荘などの沿岸部王家領群の形成も行われている〔田村一九七八・畑野二〇〇五〕。

以上から一一六〇年代をとおして瀬戸内海沿岸部では、平氏自身の直接の所領設定と、管理権を有する新熊野社領を中心とする王家領のかたちでの所領設定とが並行・連動して展開し、それが他領も含む地域秩序の編成の軸となったこと。そこには長洲御厨や今福荘のように、上・下賀茂社領や石清水領との関係も窺えること。よってそれをとおして、諸権門と海民との関係の整序と海上交通の編成が進められたことが推定できる。保元・平治年間以降には、当該地域でも多くの平氏家人が検出される〔西村一九八三〕が、それはかかる過程をとおして編成されたものと考えられるのである。

### おわりに

中世瀬戸内海の海上交通は、石清水宮・両賀茂社・西園寺家などの諸権門の所領群のもとに編成された海民のネットワークによってかたちづくられていたが、それは鎌倉期に勢力をえる西園寺家を除けば、院政期をとおして形成されたものだった。このうち賀茂社は院政期初頭にほぼ一斉に所領配置を完了し、一方、石清水宮はまず紀伊・四国東岸間と九州という当該域の東・西両端をおさえ、その間に順次所領を形成していく<sup>9</sup>。それは諸紛争をともなう過程であったが、一一六〇年代に平氏が自身と王家の所領の設定を軸に地域秩序を再編しつつ制海権を掌握していき、その主導のもとでの有機的体系を成すにいたった。嘉応元年（二二六九）三月に、後白河院を福原に迎えて執り行われた千僧供養〔兵範記〕同日条など〕は、その確立を象徴するイヴェントとして

位置づけられよう。

以上の考察結果を踏まえて、最後に同時期の九州の状況と照らしつつ、平氏による西国支配を概観しておこう。実は一一六〇年代は九州においても、平氏による支配確立の画期であった。保元・平治年間の不穏な地域情勢に強圧的に臨んだ平氏は、それと衝突した肥前の日向通良・薩摩の阿多忠景を鎮圧し、その戦後処理をおして九州支配を確立していく。特に、日向通良の乱後の占領軍政をおして平氏の肥前支配は、鎌倉幕府の九州支配を先取りするような、著しい深化を遂げた。その節目は、仁安二年(一一六七)八月の清盛による肥前国杵島郡大功田獲得に求められる(小川二〇二二)。彼がえた大功田は、肥前・播磨それぞれの地域秩序再編の核となっており、それは南島・薩摩―有明海―博多―瀬戸内海―畿内をむすぶ海上交通の掌握を基軸とした、平氏による西国支配確立のモニメントといえるだろう。同年五月、平重盛に対して東山・東海・山陽・南海道の山賊・海賊追討を命じる宣旨が下された(『兵範記』同月十日参)。かつて五味文彦氏はこれを、平氏に全国におよぶ軍事警察権が与えられたものと評価した(五味一九七九)。その評価は近年では、長寛年間(一一六三―六五)に清盛が得ていた権限の、重盛への継承を確認したものと改められている(五味一九九九)が、いずれにせよ、一一六〇年代をおしての西国支配の確立が、全国的軍事警察権獲得の前提条件と位置づけられ、それが仁安二年に仕上げられたものとみてよいだろう。

嘉応二年(一一七〇)九月の福原における後白河院と宋人との会見(『玉葉』同月二十日参)は、そのなかでこそ実現した。また仁安二年は重源が日本僧では実に八十五年ぶりに入宋の途につく年でもあり、翌年の榮西がこれに続く。かくして一一六〇年代には、十世紀からの展開を歴史的前提としつつも、禅宗と宋商それぞれのネットワークがからみあいつつ成る、中世的対外関係の本格的な幕開けを迎えるが、その背景にはこの時期における南宋の安定があったとされる(中村二〇一〇)。保元・平治年間頃からの西国社会の不穏化と平氏による鎮圧を

経た軍事支配の確立・交通体系掌握は、そのような東アジア情勢と連動し、それに対応したものととらえることもできる<sup>10)</sup>。ならばそれに続く治承・寿永内乱と公・武両政権から成る中世的国家体制の確立についても、汎アジア的視座からの理解が可能なのではないか。かかる課題の所在を確認しつつ、本稿を閉じることとしたい。

## 注

- (1) 平氏による院御厩管理の変遷については〔渡邊二〇一〇〕、西園寺家については〔網野一九九一〕参照。
- (2) かかる検出作業は日本海側もあわせて、すでに〔網野一九九一・山内一九九二〕などで行われているが、その視点が中世ととしての俯瞰にあつたために、ここでは室町期に寄進されたようなものや、やや内陸に入ったものまでを含めてひろく検出されている。そのため院政期をおしての沿岸部所領の形成過程を論じる本稿では、その成果を踏まえつつ、より狭い方針をとることとした。また行論の都合上、新熊野社領のみ内陸部所領も地図に落としとしてある。なお図1の作成や本文中での位置比定などに際しては『講座日本荘園史』各巻や、国立歴史民俗博物館 (<http://www.rekihaku.ac.jp/>) の「日本荘園データベース」、『角川日本地名大辞典』などに拠つたが、きわめて煩雑となるので特に必要でない限り、典拠は省略する。また本文・表中ともに『平安遺文』『鎌倉遺文』からの引用は「平（鎌）番号」のように表記する。
- (3) 東京大学史料編纂所に謄写本が所蔵されている。請求記号は二〇二二一七四。同所「所蔵史料目録データベース」(<http://www.ap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/shipscontroller>)にて画像閲覧可能であり、本稿はそれに拠つた。
- (4) 「泉州深日神社仏園古録」(『岬町史紀要』五、一九九三年)所収「神社由来記」は「堀川天皇寛治四年七月十三日、下宣旨于賀茂上下社、奉進諸国之田地各六百余町宛、而充以神祀之日供、并年中祭祀料也、深日庄并箱作庄者、即社領四十二箇所之其一也」とする。しかしこの直後に寿永三年の安堵四十二ヶ所にも言及しているから、和泉国深日・箱作両荘(表2—<sup>②</sup>・<sup>③</sup>)を寛治四年寄進所領四十二ヶ所のうちかのように思わせる記述は、寿永三年のそれを遡及したにすぎず、確かな根拠によつたとは考えがたい。ただし深日・箱作は古来より歌枕ともなつた要衝であるから、寛治四年寄進地に含まれていた可能性そのものまで否定できない。なお〔網野一九九一〕は、摂津国米谷荘、播磨安志荘・林田荘、備前国山田荘・竹原荘、備後

国有福荘、伊予国菊万荘・佐方保、周防国伊保荘、淡路国佐野荘・生穂荘を寛治四年寄進所領群としているが、竹原荘などごく一部以外は、管見の限りかかる史料の徴証はない。これらの所領群はすべて寿永三年安堵の四十二ヶ所に含まれており、網野氏はそれを誤解されたものと思われる。

(5) 長徳四年(九九八)、秋篠寺の美作国米を運送中の船が摂津国武庫郡浜近くで沈没し、その際に船内雑物を奪取・逃亡した水手・秦末茂は、「長渚浜不善輩件字高先生秦押領使」と共謀して備前国鹿田荘居住の梶取・佐伯吉永の殺害を企てた(同年二月二十一日「備前国鹿田荘梶取解」三条家本北山抄裏文書、平三七四)。御厨成立から百年程さかのぼる十世紀末には、すでに備前―摂津間に海民のネットワークが競合をはらみつつ多元的に存在し、そのひとつは長洲浜の頭目的存在に編成されていたことが知られる。

(6) 東大寺御封官掌であつた盛信の、年欠十二月十二日「右官掌盛信書状」(東南院文書二ノ二、平四八七五)には、

猪名御庄事

賀茂御厨住人所作事

社司請文令進上勸修寺候了、

国司請文事

早可令催進候也、

とある。詳細は不明だが、祐季の申請にかかわつて御厨住人の「所作」が問題となる事態があり、国司との調整もはかられたと読める可能性がある(もつとも、「住人所作」は「住人の作る所」と読むべき可能性や、「国司請文」は別件についてである可能性もある)。また前掲「東大寺領荘園文書目録」には「承安五年鴨社禰宜祐季請文在静寛書状」とある。「勸修寺」や「静寛」が寺家・社家間調整の仲立ちとなつたようだが、未考である。なおこの開発地には当然ながら先行研究も触れているが、本稿のような画期としての評価はなされていない。しかし応保二年再立券以降、建保五年の紛争までの間は、現存史料に拠る限り目立つた紛争はなく社家・寺家間は小康状態にあつたものと思われる。平氏を軸とする応保二年の秩序化が承安五年

の開発計画を可能とし、その枠組は鎌倉期初頭までは保たれていたが、建保五年には破綻しそうになり、それが再確認されたものと考ええる。

(7) 能保室に譲られた平家没官領のうち、播磨国の山田領は、国境を接する摂津国八部郡の山田荘との混同と思われる。それが同時期に連動して設定された福原荘とともに譲られていることは、ともに譲られている武庫御厨・小松荘についても、同一性格のものとして一括されていた可能性を示唆しよう。

(8) 仁安二年(一一六七)以前、「浦上庄」と下賀茂社領との間に堺相論がおきている(同年閏七月日「鴨御祖社社主等解」陽明文庫所蔵兵範記仁安三年三月卷裏文書、平三四三二)。これは播磨国浦上荘・室御厨間のものとして推定される。平氏による所領設定・地域編成の渦中で生じた軋轢の一端を示すだろう。

(9) 同じ頃、対外関係の窓口たる博多・大宰府周辺では、大山寺の掌握をめぐる延暦寺との競合に敗れて、石清水宮はその立場を後退させていく。その一方延暦寺は、京都―琵琶湖―北陸―日本海―出羽間の交通体系も掌握して、列島各地をむすぶ交通・交易体系のなかでの存在感を高めていく(渡邊二〇一〇)。しかし博多と京都とをむすぶ瀬戸内海交通は石清水宮や両賀茂社によって掌握されていき、そこに延暦寺が入り込む余地は殆どなかった。ここでは延暦寺も、石清水宮や両賀茂社に依存せねばならなかったはずである。一方、紀伊半島と東国とのあいだをむすぶ太平洋海運については、伊勢神宮と熊野三山とが所領・未社などの展開をとおして編成をすすめていたことが知られる。これら諸権門のうち延暦寺と熊野三山は奥州藤原氏と連携して、平泉を媒介に北方交易・交通を、それぞれ日本海海運・太平洋海運に接続する役割を担った。奥州藤原氏は「神国」思想と距離をとる立場から、伊勢・八幡・賀茂を平泉に勧請しなかつた権力である。「海のシルクロード」や大陸北方にまでつらなるアジア海域交通の一環として存在した、日本列島各地をむすぶ院政期の交通体系の担い手たちは、かなり複雑な相互関係を抱えていた。平氏の西国支配確立から内乱にいたる過程の背景に位置づけられるべき問題だろう。

(10) (島田一九七四)は、「平氏政権の対宋貿易Ⅱ民間貿易は、十二世紀東アジアの国際的条件(これを「東アジア貿易体制」ということもできよう)に規定されて成立し、その商業資本的機能をバネとして、王朝国家経済体制におけるヘゲモニーを奪う方向をもっていたということができるのではあるまいか。」という一文でむすばれている。島田氏が前提とした十一世紀の対外関係・交易理解や、王朝国家経済体制Ⅱ荘園制をかなり自給自足的なものとする理解は、現在の研究水準ではした

がえないものである。このため、その平氏政権の位置づけについても一定の再考を要するだろう。しかし、その基本的視角は、批判的・発展的に継承すべきものと考ええる。

## 引用文献

- 網野 善彦 一九九一年「中世前期の瀬戸内海交通」『瀬戸内の海人文化 海と列島文化9』小学館  
飯沼 賢司 二〇〇四年『八幡神とはなにか』角川書店  
石田 善人 一九八九年「中世の加古川」『加古川市史』第一巻  
今井林太郎 一九八二年「摂津国輪田荘の一考察」『大手前女子大学論集』一六  
岡田 荘司 一九六八年「中世の賀茂別雷神社領」『神道学』五八  
小川 弘和 二〇一二年「院政期の肥前社会と荘園制」『熊本史学』九五  
河合 正治 一九六七年『瀬戸内海の歴史』至文堂  
久留島典子 一九九六年「隅田荘関係史料の再検討—隅田葛原氏を中心に—」『国立歴史民俗博物館研究報告』六九  
黒川 正宏 一九五三年「重複的庄園における人間領有の機能」『史学研究』五二  
小島 鉦作 一九四〇年「賀茂御祖神社の摂津長洲供祭人の研究」『神道研究』一一一  
一九五二年「荘園における複合的領有関係の研究—特に摂津猪名長洲両荘及び長洲荘開発地区の領有形態—」『政治経済論叢』二一四  
五味 文彦 一九七九年「平氏軍制の諸段階」『史学雑誌』八八—八  
一九九九年「平清盛」吉川弘文館  
島田 次郎 一九七四年「平氏政権の対宋貿易の歴史的前提とその展開—十—十二世紀における国際的契機について—」同『日本中世の領主制と村落』上、吉川弘文館、一九八五年に再録  
下向井龍彦 一九八九年「石清水八幡宮寺領安芸国呉保の成立」『芸備地方史研究』一六六・一六七  
下村 效 一九七二年「賀茂御祖社領土佐国津野荘の成立と発展」同『日本中世の法と経済』続群書類従完成会、一九九八年に再録  
須磨 千穎 一九七〇年「中世賀茂別雷神社領の形成過程」同『荘園の在地構造と経営』吉川弘文館、二〇〇五年に再録

田中 文英 一九九五年「撰津国」『講座日本荘園史』7 近畿地方の荘園Ⅱ、吉川弘文館

田村 裕 一九七八年「厳島社領荘園の形成と倉敷について」松岡久人編『内海地域社会の史的研究』マツノ書店

中谷 一正 一九五六年「中世初期に於ける長洲庄」『兵庫史学』七

中村 翼 二〇一〇年「鎌倉中期における日宋貿易の展開と幕府」『史学雑誌』一一九—一〇〇

西岡虎之助 一九三三年「荘園制に於ける倉庫の経営と港湾の発達との関係」同『荘園史の研究』上、岩波書店、一九五三年に

再録

西村 隆 一九八三年「平氏家人表」『日本史論叢』一〇

畑野 順子 二〇〇五年「平氏と安芸国王家領荘園成立過程—知行国制の推移と共に—」『史学研究』二五〇

福家 清司 一九九七年「吉野川水運と荘園の発達—石清水八幡宮領阿波国萱島荘を中心として—」『学会誌吉野川』創刊号

二〇〇四年「吉野川流域の流通と交通」橋本久和・市村高男編『中世西日本の流通と交通 行き交うヒトとモノ』

高志書院

山内 讓 一九九一年「瀬戸内水運の興亡—島々の役割を中心として—」前掲『瀬戸内の海人文化』

渡邊 誠 二〇一〇年「十二世紀の日宋貿易と山門・八幡・院御厩」同『平安時代貿易管理制度の研究』思文閣出版、二〇一二

年に再録

【付記】

本稿入稿後、前田徹「播磨国における寺社領・摂関家領荘園の形成」(『史敏』一〇、二〇一二年)に接した。播磨一国規模での検討のうえで、荘園分布と水運等交通体系との関係を指摘するなど、本稿の論旨と密接にかかわるものだが、本稿に反映させることはできなかった。また寛治四年寄進の上・下賀茂社領の成立過程については、川端新「院政初期の立荘形態—寄進と立荘の間—」(同『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年。初出一九九六年)による詳細な検討があった。ここでは、上社領のうち阿波国福田荘が寛治四年成立であること。若狭国宮河荘と本文でも言及した沿岸部所領の一つ・淡路国生穂荘にその可能性があることも論じられている。両氏にお詫びするとともに、読者諸賢には併読をお願いしたい。